

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
3	5 6	<p>5 あて先は、審判又は再審に係属中の場合はその事件に係る特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。</p> <p>6 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のものについては「無効 - 」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審 - 」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願 - 」のように延長登録出願の番号を記載する。</p>	<p>5 あて先は、<u>特許異議</u>、審判又は再審に係属中の場合はその事件に係る特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。</p> <p>6 「事件の表示」の欄には、<u>特許異議に係属中のもの</u>については「異議 - 」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効 - 」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審 - 」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願 - 」のように延長登録出願の番号を記載する。</p>
5	1	<p>1 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のものについては「無効 - 」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審 - 」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願 - 」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。</p>	<p>1 「事件の表示」の欄には、<u>特許異議に係属中のもの</u>については「異議 - 」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審 - 」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願 - 」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。</p>
10	1	<p>1 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のものについては「無効 - 」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審 - 」のように再審の番号を、特許権に係るものについては「特許第 号」のように特許の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願 - 」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」を記載し、当該願書の写しを添付する。</p>	<p>1 「事件の表示」の欄には、<u>特許異議に係属中のもの</u>については「異議 - 」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効 - 」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審 - 」のように再審の番号を、特許権に係るものについては「特許第 号」のように特許の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願 - 」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のよう</p>

14	2	<p>2 「補正対象書類名」の欄には、「<u>審判請求書</u>」、「<u>訂正請求書</u>」のように補正する書類名を記載する。</p> <p>4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が審判請求人、延長登録出願人、代表者又は代理人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み間違いやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。</p>	<p>に記載するか、又は「別添願書写しのとおり」を記載し、当該願書の写しを添付する。</p> <p>2 「補正対象書類名」の欄には、「<u>審判請求書</u>」、「<u>特許異議申立書</u>」のように補正する書類名を記載する。</p> <p>4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が審判請求人、延長登録出願人、代表者、代理人又は特許異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み間違いやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。</p>
15	2	<p>2 「補正に係る書類名」の欄には、「<u>審判請求書</u>」、「<u>訂正請求書</u>」のように書類名を表示する。</p>	<p>2 「補正に係る書類名」の欄には、「<u>審判請求書</u>」、「<u>特許異議申立書</u>」のように書類名を表示する。</p>
1505	1	<p>1 「弁明に係る書類名」の欄には、「<u>審判請求書</u>」、「<u>訂正請求書</u>」のように弁明をする書類名を記載する。</p>	<p>1 「弁明に係る書類名」の欄には、「<u>審判請求書</u>」、「<u>特許異議申立書</u>」のように弁明をする書類名を記載する。</p>
17	1	<p>1 中断した<u>訂正審判</u>の手続に関して受継の申立てをするときは、「被受継申立人」の欄は設けるには及ばない。</p>	<p>1 中断した<u>第126条第1項の審判</u>の手続に関して受継の申立てをするときは、「被受継申立人」の欄は設けるには及ばない。</p>
20		<p><u>様式第20（第13条の2、第13条の3関係）</u></p>	<p><u>様式第20（第13条の2関係）</u></p>
	1	<p>1 <u>「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。</u></p> <p><u>イ 「【出願番号】」には、「特願 - 」のように特許出願の番号を記載する。</u></p> <p><u>ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT / / 」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。</u></p> <p><u>ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服 - 」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。</u></p>	

三 第13条の3第1項の規定により提出するときは、「【事件の表示】」の欄を「【特許番号】」とし、特許の番号を記載する。

- 2 2 (略)
- 3 3 (略)
- 4 4 第13条の2第4項(第13条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。
- 5 5 「【提出の理由】」の欄には、当該刊行物等によりその特許出願が第13条の2第1項各号又はその特許が第13条の3第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。
- 6 6 (略)
- 7 7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18、22、24から26まで並びに様式第13の備考10と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「【手数料の表示】」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。

- 34 2 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考3と同様とする。

(削除)

(削除)

(削除)

様式第61の2(第46条関係)

- 2 2 「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 -
」のように出願の番号を記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶
査定不服審判事件」のように記載する。
- 3 3 特許権の存続期間の延長登録の出願及び平成11年1月1日以降の出願について拒絶査定不服審判を請求する場合は「【請求項の数】」の欄は設けるには及ば

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 第13条の2第4項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。
- 4 「【提出の理由】」の欄には、当該刊行物等によりその特許出願が第13条の2第1項各号の一に該当するものであるとする理由を記載する。
- 5 (略)
- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18、22、24から26まで、様式第4の備考2並びに様式第13の備考10と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「【手数料の表示】」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。

- 2 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考2と同様とする。

様式第61の2(第45条の2関係)

様式第61の3(第45条の3関係)

様式第61の4(第45条の3関係)

様式第61の5(第46条関係)

- 2 「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 -
」のように出願の番号を記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶
査定に対する審判事件」のように記載する。
- 3 特許権の存続期間の延長登録の出願及び平成11年1月1日以降の出願について拒絶査定に対する審判を請求する場合は「【請求項の数】」の欄は設けるには

ない。

- 1 1 延長登録無効審判を請求するときは、「請求項の数」の欄には、記入するには及ばない。
- 2 2 訂正審判を請求するときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばない。
- 3 3 「審判事件の表示」の欄には、「特許第_____号特許無効審判事件」、「特許第_____号延長登録無効審判事件」、「特許第_____号訂正審判事件」のように記載する。
- 4 4 特許無効審判を請求するときは、この様式中「請求項の数」とあるのは、「審判の請求に係る請求項の数」とする。
- 5 5 「氏名（名称）」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「_____法の規定による法人」、外国法人にあつては「_____国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 6 6 特許法第126条第2項ただし書の規定により訂正審判を請求するときは、「5 被請求人」の欄の次に「6 特許無効審判の審決に対する訴えの提起日」の欄を設けて、「平成何年何月何日」のように記載する。
- 7 7 「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。
 イ 特許無効審判を請求するときは、「1. 請求の理由の要約」、「2. 手続の経緯」、「3. 特許無効審判請求の根拠」、「4. 本件特許を無効にすべき理由」、「5. むすび」のように項目を設けて記載する。
 ロ 延長登録無効審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 延長登録無効審判請求の概要」、「3. 本件延長登録を無効にすべき理由」、「4. むすび」のように項目を設けて記載する。
 ハ 訂正審判を請求するときは、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正の理由」、「3. 訂正事項」、「4. 訂正の原因」のように項目を設けて記載する。
- 8 8 (略)
- 9 9 (略)

及ばない。

- 1 特許法第125条の2第1項の審判を請求するときは、「請求項の数」の欄には、記入するには及ばない。
- 2 特許法第126条第1項の審判を請求するときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばない。
- 3 「審判事件の表示」の欄には、「特許第_____号無効審判事件」、「特許第_____号特許存続期間延長登録無効審判事件」、「特許第_____号訂正審判事件」のように記載する。
- 4 特許法第123条第1項の審判を請求するときは、この様式中「請求項の数」とあるのは、「審判の請求に係る請求項の数」とする。
- 5 (略)
- 6 (略)

10 10 (略)

11 11 (略)

12 12 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1並びに様式第57の備考2と同様とする。

63 様式第63(第47条、第47条の2関係)

1 1 「答弁の趣旨」の欄には、審判の請求の趣旨又は弁駁の趣旨に対する答弁の趣旨を記載する。ただし、当該答弁の趣旨が、既に提出された答弁書に記載されている事項と同一の内容のものである場合には、「答弁の趣旨」の欄は設けるには及ばない。

2 2 「理由」の欄には、請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。

3 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第62の備考8と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。

6302 1 事件の表示

1 1 「事件の表示」の欄には、「無効 - 」のように、特許無効審判の番号を記載し、その下に括弧をして「特許第 号特許無効審判事件」のように審判事件の表示を記載する。

3 3 特許法第134条の3第3項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に、援用に係る明細書等の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、援用される当該書類が提出された手続に係る審判番号を記載する。

4 4 (略)

7 (略)

8 (略)

9 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3と同様とする。

様式第63(第47条関係)

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第62の備考5と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。

1 事件の表示 平成 年審判第 号
(第 号特許無効審判事件)

1 「事件の表示」の欄には、「無効 - 」のように、特許法第123条第1項の審判の番号を記載し、その下に括弧をして「特許第 号無効審判事件」のように審判事件の表示を記載する。

3 (略)

様式第63の3（第47条関係）

意 見 書

（平成 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）

印

- 3 代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）

印

- 4 訂正拒絶理由通知の日付
- 5 意見の内容
- 6 証拠方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「審判の番号」の欄には、「無効 - 」のように審判の番号を記載する。
- 2 特許法第134条の2第3項の規定による意見の申立てをする場合であつて、訂正の請求をした者がするときは、「2 請求人（被請求人、参加人）」の欄を「2 被請求人」と、特許無効審判の請求人がするときは、「2 請求人（被請求人、参加人）」の欄を「2 請求人」とする。
- 3 特許法第153条第2項の規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶理由通知の日付」の欄を「無効理由通知の日付」と、同法第150条第5項の規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶理由通知の日付」の欄を「証拠調べ通知の日付」又は「証拠保全通知の日付」とする。
- 4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式62の備考8と同様とする。

様式第63の4（第47条の3関係）

審判事件弁駁書

（平成 年 月 日）

特許庁審判長 殿

1 審判の番号

2 請求人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

印

3 請求人の代理人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

印

4 被請求人

住所（居所）

氏名（名称）

5 被請求人の代理人

住所（居所）

氏名（名称）

6 弁駁の趣旨

7 理由

8 証拠方法

9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1 「弁駁の趣旨」の欄には、答弁書等の趣旨に対する反論の趣旨を記載する。

ただし、当該反論の趣旨が、既に提出された審判の請求書又は弁駁書に記載されている事項と同一の内容のものである場合には、「弁駁の趣旨」の欄は設けるには及ばない。

2 「理由」の欄には、被請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。

3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式

第5の備考3、様式第57の備考2、様式第62の備考 8 並びに様式第63の3の備考1と同様とする。

様式第63の5（第47条の4関係）

同意回答書

（平成 年 月 日）

特許庁審判長 殿

1 審判の番号

2 被請求人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

印

3 代理人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

印

4 同意回答書提出期間の通知書の日付

5 回答の趣旨

6 添付書類の目録

〔備考〕

1 「回答の趣旨」の欄には、同意回答書提出期間の通知書において示されている請求の理由の要旨を変更する補正について同意するか否かが明確にわかるように記載する。（例えば、同意する場合は「同意する。」、又は同意しない場合は「同意しない。」と記載する。）

2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。

様式第63の6（第47条の6関係）

訂 正 請 求 申 立 書

（平成 年 月 日）

特許庁審判長 殿

1 事件の表示

2 被請求人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

印

3 代理人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

印

4 判決の送達日

5 申立ての趣旨

6 添付書類の目録

〔備考〕

1 「判決の送達日」の欄には、「平成 年行 第 号の判決の送達日 平成何年何月何日」のように記載する。

2 「申立ての趣旨」の欄には、「特許第 号に係る特許権について、特許法第134条の3第1項の規定により訂正の請求を申し立てる。」のように記載する。

3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第63の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。

64	<p>4 「（識別番号）」は、<u>拒絶査定不服審判事件</u>（特許出願についてするものに限る。）について審判官（審判書記官）除斥（忌避）の申立てをする場合に限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第57の備考2並びに様式第62の備考9と同様とする</p>	<p>4 「（識別番号）」は、<u>特許法第121条第1項の審判事件</u>（特許出願についてするものに限る。）について審判官（審判書記官）除斥（忌避）の申立てをする場合に限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第57の備考2並びに様式第62の備考6と同様とする</p>
6402	<p>1 「審判の番号」の欄には、「無効 - 」のように審判の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていない場合には、「1 審判の番号」を「1 審判事件の表示」とし、「特許第 号特許無効審判事件」のように記載する。</p>	<p>1 「審判の番号」の欄には、「無効 - 」のように審判の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていない場合には、「1 審判の番号」を「1 審判事件の表示」とし、「特許第 号無効審判事件」のように記載する。</p>
6403	<p>2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第61の2の備考1、4、6及び7と同様とする。</p>	<p>2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第61の5の備考1、4、6及び7と同様とする。</p>
65	<p>1 「参加の態様」の欄には、「特許法第148条第何項の規定により請求人（被請求人）側に参加」のように記載する。</p> <p>2 「利害関係」の欄には、特許法第148条第3項の規定により参加を申請する場合に限り、当該審判事件に対し参加申請人が有する利害関係を詳細に記載する。</p> <p>3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1、様式第57の備考2並びに様式第62の備考5と同様とする。</p>	<p>1 「参加の態様」の欄には、「<u>特許法第118条第1項の規定により参加</u>」又は「特許法第148条第何項の規定により請求人（被請求人）側に参加」のように記載する。</p> <p>2 「利害関係」の欄には、<u>特許法第118条第1項</u>、特許法第148条第3項の規定により参加を申請する場合に限り、当該特許異議申立事件又は審判事件に対し参加申請人が有する利害関係を詳細に記載する。</p> <p>3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3と同様とする。</p>
6502	<p>2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、<u>様式第61の2</u>の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。</p>	<p>2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、<u>様式第61の5</u>の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。</p>
6504	備考 様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様	備考 様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様

		式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。</u>	式第4の備考4、 <u>様式第61の5の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。</u>
6506	2	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに <u>様式第61の2の備考1、4、6及び7</u> と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに <u>様式第61の5の備考1、4、6及び7</u> と同様とする。
6507		(削除)	1 「 <u>審判の番号</u> 」の欄には、「無効 - 」のように審判の番号を記載する。
	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式第57の備考2並びに様式第63の3の備考1</u> と同様とする。	2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3並びに <u>様式第57の備考2</u> と同様とする。
6509	備考	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1</u> と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の5の備考1、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1</u> と同様とする。
65010	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式57の備考2並びに様式第63の3の備考1</u> と同様とする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式57の備考2並びに様式第65の7の備考1</u> と同様とする。
65011	備考	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1</u> と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の5の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1</u> と同様とする。
65013	2	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1、4、6および7並びに様式第64の3の備考1</u> と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の5の備考1、4、6および7並びに様式第64の3の備考1</u> と同様とする。
65015	備考	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1</u> と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の5の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1</u> と同様とする。
650	備考	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様

17		式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1</u> 、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。	式第4の備考4、 <u>様式第61の5の備考1</u> 、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。
650 18	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式57の備考2並びに <u>様式第63の3の備考1</u> と同様とする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式57の備考2並びに <u>様式第65の7の備考1</u> と同様とする。
65の 19	備考	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1</u> 、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の5の備考1</u> 、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 21	備考	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1</u> 、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の5の備考1</u> 、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 23	備考	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1</u> 、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の5の備考1</u> 、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。
650 24	備考	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに <u>様式第63の3の備考1</u> と同様とする。	様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに <u>様式第65の7の備考1</u> と同様とする。
65の 25	2	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の2の備考1</u> 、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4、 <u>様式第61の5の備考1</u> 、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
66	5	5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第25の備考1、様式第57の備考2並びに <u>様式第62の備考5</u> と同様とする。	5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第25の備考1、様式第57の備考2並びに <u>様式第61の2の備考3</u> と同様とする。

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
8	5	5 <u>実用新案登録無効審判</u> が係属している場合においては、実用新案登録番号の下に「（無効 - ）」のようにその審判の番号を括弧をして記載する。	5 <u>実用新案法第37条第1項の審判</u> が係属している場合においては、実用新案登録番号の下に「（無効 - ）」のようにその審判の番号を括弧をして記載する。

意匠法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
12	1	<p>1 「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願 - 」のように記載し、「【審判の種別】」には、「<u>拒絶査定不服審判事件</u>」又は「<u>補正却下決定不服審判事件</u>」のように記載する。</p> <p>7 「【請求の理由】」の欄には、<u>拒絶査定不服審判</u>を請求するときは、「1． 手続の経緯」、「2．拒絶査定の要点」、「3．立証の趣旨」、「4．本願意 匠が登録されるべき理由」又は「5．むすび」のような欄を設けて記載する。 <u>補正却下決定不服審判</u>を請求するときは、「1．手続の経緯」、「2．決定の 理由の要点」、「3．本願意匠の説明と補正の説明」、「4．要旨変更に係る 争点の説明」、「5．補正の根拠及び要旨の変更でない旨の説明」、「6．む すび」のように欄を設けて記載する。</p>	<p>1 「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願 - 」のように記載し、「【審判の種別】」には、「<u>拒絶査定に対する 審判事件</u>」又は「<u>補正の却下の決定に対する審判事件</u>」のように記載する。</p> <p>7 「【請求の理由】」の欄には、<u>拒絶査定に対する審判</u>を請求するときは、「1． 手続の経緯」、「2．拒絶査定の要点」、「3．立証の趣旨」、「4．本 願意匠が登録されるべき理由」又は「5．むすび」のような欄を設けて記載す る。<u>補正の却下の決定に対する審判事件</u>を請求するときは、「1．手続の経緯 」、「2．決定の理由の要点」、「3．本願意匠の説明と補正の説明」、「4 ．要旨変更に係る争点の説明」、「5．補正の根拠及び要旨の変更でない旨の 説明」、「6．むすび」のように欄を設けて記載する。</p>
13	5 10 11 12 13 14 15 16	<p>5 「審判事件の表示」の欄には、「意匠登録第 号<u>意匠登録無効 審判事件</u>」のように記載する。</p> <p>10 「請求の理由」の欄には、「1．手続の経緯」、「2．<u>無効理由の要点</u>」、「 3．<u>本件登録意匠を無効にすべき理由</u>」、「4．むすび」のように項目を設けて 記載する。</p> <p>11 <u>11</u>（略）</p> <p>12 <u>12</u>（略）</p> <p>13 <u>13</u>（略）</p> <p>14 <u>14</u>（略）</p> <p>15 <u>15</u>（略）</p> <p>16 <u>16</u>（略）</p>	<p>5 「審判事件の表示」の欄には、「意匠登録第 号<u>無効審判事件</u> 」のように記載する。</p> <p>10（略）</p> <p>11（略）</p> <p>12（略）</p> <p>13（略）</p> <p>14（略）</p> <p>15（略）</p>
15	7	<p>7 その他は、様式13の備考1から3まで、6、<u>11及び13から16まで</u>と同様とする 。</p>	<p>7 その他は、様式第13の備考1から3まで、6、<u>10及び12から15まで</u>と同様とす る。</p>
16	3	<p>3 その他は、様式第13の備考1から3まで、6、<u>11及び13から15まで</u>並びに様式 第15の備考1から3までと同様とする。</p>	<p>3 その他は、様式第13の備考1から3まで、6、<u>10及び12から14まで</u>並びに様式 第15の備考1から3までと同様とする。</p>

特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年通商産業省令第75号）

附則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
1		<u>附則様式第1 削除</u>	<u>附則様式第1（附則第4条関係）</u>